

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月29日 午前9時30分

場 所 三条東公民館 多目的ホール1

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

- 報告事項
- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
  - 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
  - 報第 3号 農地潰廃通報について
  - 報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 19名

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員  | 2番 阿部眞佐雄委員 |
| 3番 小川弘樹委員  | 4番 渡邊勝夫委員  |
| 5番 田邊敦子委員  | 6番 三師満夫委員  |
| 7番 五十嵐秀一委員 | 8番 小林茂宏委員  |
| 9番 坂井浩行委員  | 10番 原田勝委員  |
| 11番 渡邊一英委員 | 12番 廣川哲也委員 |
| 13番 清野秀作委員 | 14番 佐藤秀樹委員 |
| 15番 佐藤一富委員 | 16番 藤田吉則委員 |
| 17番 熊倉睦委員  | 18番 田邊稔委員  |
| 19番 佐藤裕雄委員 |            |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栞原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	松岡 博一 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

原田 孝一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝峰
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
経営基盤係 一般任用主事	味田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

おはようございます。今回は三条東公民館で5月の定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況をお知らせいたします。農業委員、現在員19名、出席19名、推進委員、現在員18名、出席17名、欠席1名であります。出席状況につきましては、今ほど報告いたしました。会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。8番、小林茂宏委員、12番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

恐れ入ります。座って説明させていただきます。

利用権設定に係る案件につきまして、新規設定4件、面積1万6,052平米であります。

それでは、15番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

15番及び16番の2件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

15番は、福岡地内の農地5筆、2,760平米、16番は、笹岡地内の農地2筆、2,497平米の以上2件です。

次の17番及び次ページ18番の2件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権設定をするものであります。

17番は、笹岡地内の農地1筆、2,922平米、18番も笹岡地内の農地3筆、7,873平米、以上2件について利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わらせてもらいます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第1調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定4件、面積1万6,052平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の2件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする2件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

3ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定3件、面積1万795平米であります。

1番から順に御説明いたします。

なお、「議第2号参考」といたしまして、本年2月10日現在の「借受希望者リスト」を送付させていただいておりますので、併せて御覧をいただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、笹岡地内の農地1筆、2,922平米、2番は、笹岡地内の農地2筆、4,952平米、3番は、笹岡地内の農地1筆、2,921平米、以上3件はそれぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定3件、面積1万795平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

4ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計面積1万1,155平米であります。

1番は、大沢地内の農地3筆、2,950平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

2番は、新屋地内の農地4筆、8,205平米を譲受人が贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、合計件数2件、面積1万1,155平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全てを満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

16番、藤田委員。

16番（藤田吉則委員）

16番、農業委員、藤田です。番号1番の譲受人は新発田市になっていますが、これはどういうことかちょっと説明していただけるとありがたいんですが、よろしく願います。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

この譲受人、新発田市になっておりますけれども、この方、下田地内でオオヌマ下田農場を経営しております、平成30年にも下田地区で農地を購入されております。今回も経営規模拡大のため購入に至ったものでございます。

議長（野崎会長）

藤田委員。

16番（藤田吉則委員）

譲受人は、結局新発田から通って農業をされているということなんでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

現在も、月数回農場のほうにおいでになっているということを知っておりまして、その中で農業経営をされるという話でございます。

議長（野崎会長）

藤田委員。

16番（藤田吉則委員）

別段問題がなければ結構です。分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積337平米であります。

西中地内の農地1筆、337平米を売買により住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、総合福祉センター西側450メートル付近で、500メートル以内に2つの医療施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の9番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積337平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積255平米であります。

九之曾根地内の農地1筆、255平米を作業所1棟ほかの用地として利用したいものです。場所につきましては、栄中央小学校南側950メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積255平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準、一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は7件で、合計面積4,686平米であります。

7ページにお戻りを願います。9番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の1番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

10番は、栗林地内の農地1筆、270平米を賃貸借の設定により信濃川下流河川工事現場事務所1棟及び駐車場3台ほかの用地として、許可の日から令和3年3月31日まで一時

転用地として利用したいものです。場所につきましては、上林小学校の北70メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。河川工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

11番は、南四日町二丁目地内の農地1筆、316平米を売買により取得し、駐車場用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、嵐南公民館西側250メートル付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は、籠場地内の農地1筆、211平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、清流大橋北詰東側170メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いします。13番は、麻布地内の農地3筆、371平米を売買により取得し、住宅及びカーポート各1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎浄水場北西370メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、新保地内の農地4筆、2,992平米を賃貸借権の設定により、ガソリンスタンドの用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高校正門の向かい側で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15番は、大島地内の農地1筆、189平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、大島小学校北西300メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積4,686平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長(野崎会長)

続きまして、議第7号『令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第7号『令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について』御説明いたします。

農業委員会事務の情報の公表につきましては、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表してきたところでございます。また、改正農業委員会法により、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ、公表することとしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明に入らせていただきます。別冊になっております議第7号『令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について』を御覧いただきたいと思っております。

おはぐりいただき、1ページを御覧願います。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。令和2年3月31日現在の農業委員会の状況でございますが、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお願いします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。

1の「現状と課題」ですが、平成31年3月現在で農地面積は6,955ヘクタール、これまでの集積面積が4,116ヘクタール、集積率が59.2%であります。

2の「令和元年度の目標及び実績」ですが、平成31年度末の集積面積4,116ヘクタールに新規集積100ヘクタールを見込み、集積目標を4,216ヘクタールとしておりましたが、実績は新規集積が5ヘクタールで、全体として集積面積は4,121ヘクタール、達成状況は97.7%になりました。

3の「目標の達成に向けた活動」については、活動実績として農地中間管理事業の活

用や農地情報の共有化などを行ってきたところでございます。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほど説明した2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

3ページをお願いします。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございまして。令和元年度は、参入目標を1経営体として、参入促進を図るため、就農候補者を確保することとして市農林課が県内で開催された「新農業人フェア」に参加しましたが、就農候補者の確保に至らなかったものでございます。

4ページをお願いします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございまして。

1の「現状及び課題」の平成31年3月現在の遊休農地面積は0.5ヘクタールとなっております。

2の「令和元年度の目標及び実績」につきましては、解消目標0.5ヘクタールに対し、実績はゼロヘクタール、達成率もゼロ%となっております。

3の「2の目標の達成に向けた活動」については、昨年7月と10月に実施しました農地パトロールの状況を記載しております。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほど御説明した2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、御覧をお願いしたいと思います。

5ページをお願いします。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」でございまして、違反転用はゼロヘクタールでありました。

6ページをお願いします。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございまして。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が72件、うち許可が72件で、不許可はありませんでした。

2の「農地転用に関する事務」は、1年間の処理件数141件、そのうち141件が許可で、不許可はありませんでした。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」については、管内の農地所有適格法人数は34法人で、全法人から報告書の提出を受けました。

4の「情報提供等」につきましては、賃借料情報の調査・提供が調査対象賃貸借件数794件で、公表については令和2年3月に行いました。次の農地の権利移動等の状況把握は、調査対象権利移動等件数571件で、取りまとめは令和2年3月に行いました。次の「農地台帳の整備」につきましては、全農地面積の6,955ヘクタールを対象に毎月総会終了後更新をしております。

8ページをお願いします。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございまして、「農地利用最適化等に関する事務」、「農地法等によりその権限に属された事務」、ともに意見等はございませんでした。

次の「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」でございまして、冒頭申し上げましたとおり、ホームページで公表しておりますので、その旨を記載しております。

次ページをお願いいたします。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございまして。

「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、令和元年度の点検・評価の内容と同じで  
ございます。

2 ページをお願いします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、  
6,938ヘクタールのうち4,121ヘクタールがこれまで集積されておりますが、令和2年度  
は新たに50ヘクタールを担い手へ集積したいという目標を立てておりますので、よろし  
くお願いします。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、法人雇用や親  
元就農はここには含めないということです。新規参入者はゼロとなっておりますが、  
農林課では生計に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体を育成するため、引き続  
き就農候補者を確保する事業を推進し、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進を  
図ることとし、1経営体の参入を目標としております。

続きまして、3 ページをお願いします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」については、現  
状として6,938ヘクタールのうち0.5ヘクタールの遊休農地がありますが、令和2年度の  
目標はあくまでも目標として、全ての遊休農地の解消を目指して0.5ヘクタールとさせて  
いただきました。また、解消に向けた活動につきましては、例年と同様に農地パトロー  
ルを7月と10月に実施し、それを踏まえ、農地利用意向調査を実施したいと考えており  
ます。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」につきましては、農地パトロールを実施していただ  
くことで違反転用の防止に努めたいというものでございます。

説明は以上でございます。

なお、「議第7号」につきましては、御承認をいただければホームページで公表する予  
定でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

12番、廣川です。担い手への農地の利用集積、集約化の実績で、100ヘクタールの目標  
に対して5ヘクタールだったということですが、賃借料情報の調査提供の件数  
が794件もあって、実質的に新規になるのは5ヘクタールだということについてはちょ  
っと解せないかなと。それに対して目標がまた50ヘクタールだということについても、ち  
よっと整合性を取ったほうがよろしいのではないかなというふうに考えております。ま  
た、担い手の定義について精査をして、この資料等については農業委員会で作成するん  
じゃなくて、農林課で作成するというふうに聞き及んでおりますので、そこら辺も確認  
をする必要があるんじゃないかと思えます。

以上です。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（阿部事務局長）

ありがとうございます。今回の5ヘクタールの状況につきましては、認定農業者から認定農業者への集積についてはカウントされませんので、実績として100ヘクタールとか集積されてはいますけども、新規として捉えるところが5ヘクタールとなっていたものです。ちょうど5年前のナラシ対策ということで認定農業者が一気に増えたときに集積面積も一気に増えたところですけども、更新の時期を迎えて認定農業者へ更新しない方もありまして、そこから除かれるという要素も加味して5ヘクタールとなっている現状でございます。

担い手の定義につきましては、また農林課等にも確認していきたいと思いますが、50ヘクタールの目標につきましては、農林課でも整合性が取れているのかというお話ですけども、農業委員会サイドとしてのあくまでも目標、計画として50ヘクタールを計上したところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（野崎会長）

廣川委員、いかがでしょうか。

12番（廣川哲也委員）

分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくにして御意見ございませんので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、原案のとおり承認することとし、ホームページで公表することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第4号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。6月25日午前9時より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時半開会を予定しております。会場につきましては、今後の動向を見ながら決定し、御案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会させていただきます。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

---

議 事 録 署 名 委 員 ( 8 番 )

---

議 事 録 署 名 委 員 ( 1 2 番 )

---